

●各施設利用登録について

〔個別事項〕 《区民センター》

- ① 区内に住所を有する者
- ② 区内の事務所、または事業所に勤務している者
- ③ 前2号の者を主たる構成員としている団体
上記①～③の場合は申請者の方の在住・在勤が証明できる身分証明書の提示が必要です。

《男女平等参画センター》

- ④ 前3号の他、区長が適当と認めるもの
- ① 区内在住・在勤・在学の者
- ② 区内在住・在勤・在学の者を主たる構成員としている団体
上記①～②の場合は申請者の方の在住・在勤・在学が証明できる身分証明書の提示が必要です。

《生涯学習センター・青山生涯学習館》

- ③ その他、センターの管理運営に支障がなく区長が認めた者
- ① 3名以上の団体であること。
- ② 代表者の身分証明書の提示が必要です。

〔共通事項〕 ※ 利用できる年齢は15歳以上(中学生は不可)。ただし、成人が一人以上属する団体の場合は利用可能です。

※ 利用登録できる方は実際の利用者のみです。ご近所の方や職場の同僚の方などで、単に名前だけを借りての登録は出来ません。

※ 申請時の利用目的とかけ離れた内容での利用実態や、不正または虚偽の申請による利用登録が判明した場合は利用予約及び登録を抹消します。

●利用の制限について

以下の場合には利用できません。

- ① 公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 営利を目的として利用するとき。
物品の販売、契約等のほか、業務上の利用または広告、宣伝、PRその他これに類するものは営利とみなします。(例:特定の企業の商品を使用しての説明会、講習会など)
- ③ 参加者から参加費等を徴収するとき。
※ 認められる場合がありますので事前にご相談ください。(施設により条件が異なります。)
- ④ 講師(主催者)が自ら会場の確保、会員の募集、運営等を行うとき。
(例:カルチャースクール等での利用など)
- ⑤ 管理上、利用に支障があると認められたとき。
- ⑥ その他、区長が利用を不相当と認めたとき。

以上の内容を確認しました。

氏名 _____